



指定ごみ袋の品薄に対する 臨時措置を延長します

現在、指定ごみ袋の品薄に対応するため、指定ごみ袋以外の袋でも出せる臨時措置を実施しておりますが、依然として小売店等の品薄の状況が続いています。

このため、当初6月30日(火)までとしていた臨時措置の期間を
令和8年8月31日(月)まで延長します。

市民の皆様におかれましては、引き続き冷静な判断のもと、必要な数量の購入と適切な分別、ごみの減量・資源化にご理解とご協力をお願いいたします。

実施期間

6月1日(月)～8月31日(月)

対象者

指定ごみ袋を入手することが困難な方に限ります。

※指定ごみ袋をすでにお持ちの方や購入できる方は、指定ごみ袋を使用してごみを出してください。

代用できる袋の規格

色・素材

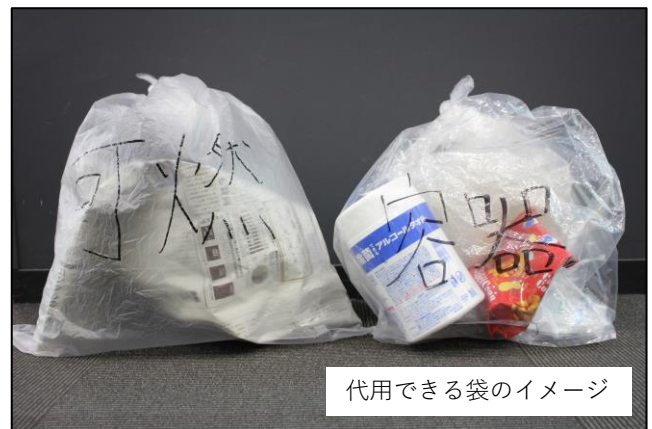
透明または半透明で中身が見える袋
※黒色等の中身の見えない袋やスーパー等のレジ袋、他自治体のごみ袋は使用できません。

大きさ・容量

20リットル～45リットル

その他

袋に「可燃」「不燃」「容器」などと記入すること。
※見やすい位置に油性のマジック等で大きく書いてください。



代用できる袋のイメージ

よくある質問

Q 燃やせないごみ袋を燃やせるごみ袋の代わりに使用できますか？

A いいえ。燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装(資源)類のそれぞれの品目にのみ、ご使用ください。

Q なぜ他の自治体のごみ袋を使用してはいけないの？

A 他自治体の指定ごみ袋は当該自治体のごみを排出するために製造されているためです。他自治体の指定ごみ袋不足の原因となる可能性もあるため、お買い求めにならないようお願いいたします。

Q 臨時期間終了後はどうすればいいの？

A 指定外のごみ袋での排出はできません。指定ごみ袋をご使用ください。

▼詳細は
市ホームページ

